

〈 計画の具体的な進め方について 〉

平成 24 年 10 月 26 日の市会教育子ども委員会の所管事務調査「公立保育所のあり方と民間移管の推進について」における審議を踏まえ、名古屋市公立保育所整備計画（以下「本計画」という。）を次のように具体的に進めることとする。

1 公立保育所の整備の進め方

(1) 公立保育所の位置づけ

今後の公立保育所は、「エリア支援保育所」（「センター保育所」から改称）として位置づけ、78 エリア各 1 か所に集約化・再配置を図っていく。

(2) 整備方針

公立保育所の集約化に伴う体制強化と名古屋市アセットマネジメント基本方針等を踏まえた施設のリニューアルを進める。

- ① 建築年数、建物劣化度等を勘案し、順次、リニューアル改修を実施する。
- ② ①によることができない場合や他の施設との合築により集約化が可能な場合は、改築を実施する。

(3) エリア支援保育所としての公立保育所の役割

ア スタンダードな保育の提供

- ・ 系統的な研修の実施により、必要な保育のノウハウや専門性を蓄積した保育士を確保し、保育所保育指針や名古屋市保育ガイドラインに基づく均質な保育を、市内の全エリアで推進していく。
- ・ 本庁所管課と公立保育所が連携し、保育をめぐる新しい課題にも組織的に対応し実践することで、公立保育所の保育の水準を確保する。
- ・ エリア内の民間保育所と共同して公開保育や研修などを企画、実施するとともに、民間保育所の先進的な取り組みを共有することにより、公民の保育士の資質を高め、市全体の保育の質の向上を図る。

イ セーフテネットとしての対応

- ・ 支援を必要とする障害児や要支援家庭の児童を積極的に受け入れ、保育所の特性を活かした子育て支援、家族支援を行う。
- ・ 保健所、区役所、主任児童委員等との連携や、子育て相談や園庭開放などの子育て支援の事業を活用して、在宅のひきこもりがちな家庭や子育てに不安を抱える家庭の支援や児童虐待予防を図る。

ウ 関係機関とのネットワーク作り

- ・ 子どもの発達と連続性のある育ちを保障することや、保育所における幼児期の教育を充実させるための相互理解にむけ、幼稚園や小学校との積極的な情報交換及び職員交流を進めるための調整を行う。
- ・ 家庭保育室や認可外保育施設との情報交換や園児交流を進め、保育や運営

の支援を行う。

- ・地域子育て支援センターとの連携や子育てサークル等と協働した事業の実施を通じて、地域の子育て活動を支援する。

(4) エリア支援保育所としての必要な体制強化や施設整備

ア 体制強化

- ・関係機関との連携や事業を企画できる体制作り
- ・要支援家庭への保健面や心理面での支援を専門的に行える体制作り
- ・対外的な代表や施設運営、事業実施責任を踏まえた園長の管理職化や組織の重層化

イ 施設整備

- ・子どもの豊かな感性を育む空間や、ユニバーサルデザイン等に配慮した安心・安全な育ちを保障する環境の整備
- ・子育てをしている誰もが気軽に相談ができるような環境の整備
- ・エリア内の保育施設との交流や地域の子育て活動を支援できる施設機能の充実

2 社会福祉法人への移管（民間移管）の推進

(1) 移管の方式

整備手法に基づき、次の2方式により移管を実施する。

ア 譲渡方式

園舎等を現状のまま移管する。

イ 移転改築方式

合築施設の建替え等で移転が必要な場合は、近隣地に移転改築する。

(2) 移管対象保育所の公表時期

移管対象となる保育所名は、合築施設の建替え等により早期の移管が必要な場合は、概ね3年前に公表するが、その他は6年前に公表する。

(3) 地域ごとの実施数

全市的なバランスを配慮し、エリア内で移管時期が重ならないよう実施する。

(4) 移管対象保育所の選定

本計画第5章2(3)①イ(ア)の「選定の基準」を踏まえつつ、次のとおりとする。

ア 譲渡方式

次の観点を総合的に勘案し、選定する。

- ・施設の規模・形状
- ・園舎の築年数
- ・園舎の譲渡や貸与にあたって支障がないもの

イ 移転改築方式

次の場合には、移転改築を行う。

- ・合築施設の建替えにより移転が必要なもの
- ・保育環境維持の観点から移転が必要なもの
- ・現地での改修が困難で移転先の確保が必要なもの

(5) 譲渡方式における条件と老朽化対応

ア 条件

(ア) 園舎

- ・単独園舎の場合は、有償譲渡とする。
- ・他施設と合築の場合は、有償譲渡又は有償貸与とする。

(イ) 保育所用地

- ・有償譲渡又は有償貸与とする。

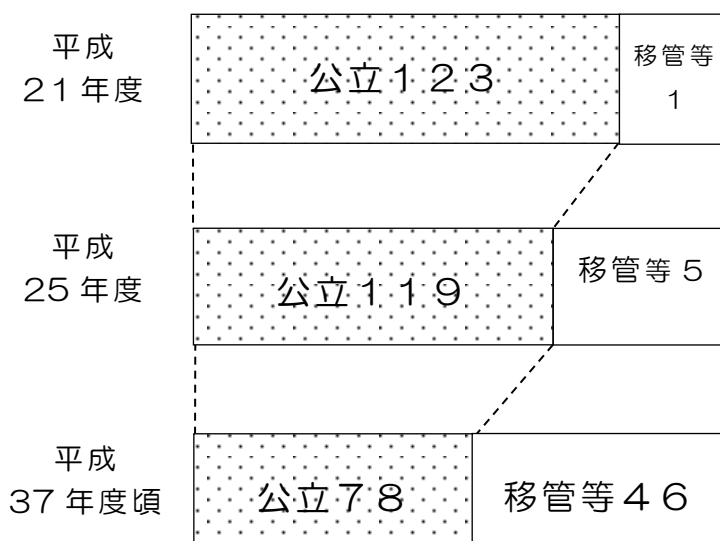
イ 譲渡にあたっての老朽化した園舎への対応

老朽化の進んだ園舎については、移管先法人による改修等の実施に合わせて補助を行う。

(6) 今後の進め方

- ・平成 30 年度までに本計画の目標値である 20 か所の移管（統廃合を含む）を実施する。
- ・平成 31 年度以降も、毎年 4 か所程度の移管（統廃合を含む）を実施する。

<将来的な全体像>



※移管に向けた引継ぎ等の標準例

時期	内容
移管 6 年前	<p>【6 年前公表はここから】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表にかかる保護者説明会
移管 5～4 年前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規入園希望者等への説明 ・ 移管引受けを希望する法人における準備
移管 3 年前	<p>【3 年前公表はここから】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移管にかかる保護者説明会
移管 2 年前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管先法人の選定 ・ 移管先法人、保育所、保護者、市による移管に向けた連絡協議（四者協議会）の実施
移管 1 年前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引継ぎ共同保育 ・ (移転改築の場合)新園建設
移管年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管の実施 ・ アフターフォロー ・ (譲渡の場合)園舎改修等